

意見書

第四回定例会では、2件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、

近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾などがわが国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るた

めの科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。

また、12月2日に起きた中央自動車道の笹子トンネル崩落事故により、点検・管理や老朽化の問題が明らかになった。現存する社会資本の安全確保を最優先とする対策を速やかに実施することを求めるものである。上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、

学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、更には基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「(仮称)危機管理庁」の設置など、必要な施策を国や地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければならぬ。

また、国や地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用したうえで、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となる。こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を

再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。よって、本区議会は、政府に対し、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成24年12月21日
▽あて先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災)

●固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書(区民生生活委員会)

わが国の景気は、官民両面からの復興関連需要の増加を受け、国内需要は堅調に推移してはいたものの、

海外経済の減速傾向が強まっていることを反映し、弱含みとなっている。区民や区内中小事業者を取り巻く経済環境は依然として厳しく、先行きは不透明な状況にある。このような中、現在、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の減免措

置等は、区民生活の安定と中小事業者にとつての事業の継続や経営の健全化に大きな力添えとなっており、今後も必要な措置であると考えらる。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼ

す要因となることが強く危惧される。よって、本区議会は東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項の継続について強く求めるものである。

1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置

3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
平成24年12月21日
▽あて先：東京都知事

再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。よって、本区議会は、政府に対し、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)」を早期に制定するよう強く要請する。

決議

第四回定例会で可決した決議文は次のとおりです。

●北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議

本年12月12日午前9時49分頃、北朝鮮が「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めたにもかかわらず、発射を強行し、そのミサイルが沖縄地方上空を通過し、フィリピン東方の太平洋上に落下したことは、我が国のみならず東アジア地域全

体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できないものではない。

北朝鮮は、1998年、2006年と2009年、そして本年4月にも長距離弾道ミサイルを発射し、2006年と2009年には核実験をも強行している。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議第1874号をはじめ、第1695号および第1718号といった類似の安保理決議や

日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

さらに、本年4月13日の発射に関して採択された議長声明で安保理は、「北朝鮮による更なる発射または核実験の場合には、これに応じた行動をとる決意を表明」しており、わずか8か月で国際社会の求めを無視する今回の暴挙に対し、安保理は直ちに行動すべきである。

重ねて、今回、北朝鮮が国際社会を無視し、発射を強行したことは極めて遺憾であり、決して容認できるものではない。よって、本区議会は、北朝鮮に対して厳重に抗議するとともに、ミサイル発射および核実験を今後行わ

要請書

12月14日に提出しました。

●「未臨界核実験」中止を求める要請書

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、

また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきました。練馬区は、昭和58年(1983年)10月3日に、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って、「非

核都市練馬区宣言」を決議いたしました。これまで、フランスや中国、更にインド、パキスタン、イギリスが行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってきました。また、北朝鮮が行った核実験についても、厳重に抗議するとともに、核実験を今後行わないよう強く求める決議をいたしました。

しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、貴国が、平成9年(199

7年)7月に未臨界核実験を開始して以来、本年12月5日に27回目の未臨界核実験を強行したことは、誠に遺憾であります。よって、本区は、貴国が「未臨界核実験」を即時中止し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に先導的役割を果たされるよう強く要請いたします。

平成24年(2012年)12月14日
▽あて先：アメリカ合衆国大統領

いよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

平成24年12月21日 練馬区議会

定例会の開催予定

次回の定例会は、2月8日(金)からです。

どなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

あとがき

あけましておめでとうございます。謹んで区民の皆様の健康とご多幸をお祈り申し上げます。

区議会だより第187号は、平成24年第四回定例会を中心に編集しました。今年も皆様に親しまれ、読みやすい区議会だよりを目指し、努力してまいります。本紙について、ご意見・ご要望がございましたら議会事務局までお寄せください。

◇ ◇

- 広報・図書委員会
- 委員長 福沢 剛
- 委員 宮原 義彦
- 委員 白石 けい子
- 委員 菊地 靖枝